

令和 5 年

綾瀬市議会 5 月臨時会議案

綾 瀬 市



# 目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
17	綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
18	専決処分の承認について（綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例）	5
19	専決処分の承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	7
20	専決処分の承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算（第1号））	別 冊

綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を綾瀬市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

- 1 住 所 綾瀬市小園 [REDACTED]
- 2 氏 名 山 田 正 志
- 3 生年月日 昭和24年 [REDACTED]  
令和5年5月15日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和5年5月21日をもって任期が満了することに伴い再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免の特例の一部延長に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを減免することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第7条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が定められている保険料について適用し、同日前までに納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料については、なお従前の例による。

令和5年3月31日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例の一部延長に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年5月15日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年3月31日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。